

規制の事後評価書

法令の名称：環境影響評価法の一部を改正する法律
規制の名称：環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け
規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止
担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課
評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・環境影響評価法において、方法書及び準備書手続において意見提出ができる「環境の保全の見地からの意見を有する者」とは、関係地域周辺の住民等のみならず、広く一般の者を想定しているが、縦覧場所が事業者の事務所あるいは関係都道府県の庁舎等に限定されている実態があり、方法書及び準備書を閲覧するためには、実際に当該縦覧場所に行く必要があった。このため、関係地域の近傍に居住していない者が、意見提出の前提となる方法書及び準備書の閲覧をすることは事実上困難な状況にあった。
- ・また、評価書段階では意見提出の手続は設けられていないものの、評価書は方法書及び準備書に対する意見提出等も踏まえた実質的な最終成果物であることから、方法書及び準備書と同様に、アクセスの利便性を向上させることが必要であった。
- ・このような課題を解決するため、インターネットの普及状況も鑑み、環境影響評価法第7条、第16条、第27条において、事業者が作成する方法書、準備書、評価書（以下「環境影響評価図書」という。）のインターネットによる公表を義務付けた。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり
想定を下回るが、対応の変更は不要
想定を下回り、対応の変更が必要
想定を設定していないが、対応の変更は不要
想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- おおむね想定どおり
想定を上回るが、対応の変更は不要
想定を上回り、対応の変更が必要
想定を設定していないが、対応の変更は不要
想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

- ・当該規制の導入後に作成された 915 件の環境影響評価図書について、環境影響評価図書のインターネットによる公表が義務付けられたことにより、環境の保全の見地からの意見を有する者等が、居住地域に限定されることなく環境影響評価図書を確認できるようになったため、導入時に見込んだとおり、情報交流が促進され、事業者における環境情報の収集に寄与していると考えられる。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

- ・事業者における環境影響評価図書の公開に要する時間を 1 件あたり 3 時間と仮定し（データの調整、公開ページの作成等に要する時間）、単価を約 3,070 円（5,303 千円（民間給与実態統計調査（国税庁、令和 5 年（概要））の平均給与額（年間））÷1,726 時間（労働統計要覧（厚生労働省）毎月勤労統計 5 調査、令和 5 年における年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模 30 人以上）として計算したところ、1 件あたり 9,210 円がかかる。本規制の施行日（H24.4.1）から令和 5 年度末までに同一事業者から平均して最大でも年間 5 件の図書が公開されているため、費用負担は最大でも 9,210 円×5 件/年=46,050 円/年程度となる。

■ 行政費用

- ・環境影響評価法施行規則において、事業者のウェブサイト又は関係都道府県若しくは関係市町村のウェブサイトにおいて公表する規定としたため、行政における追加的な予算は発生していない。

■ その他の負担

- ・特段発生していない。

3 考察

- ・本手続により、環境の保全の見地からの意見を有する者等が、居住地域の近傍に住んでいない等の理由で、縦覧場所を訪問できない場合であっても、容易に環境影響評価図書にアクセスすることが可能となっており、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることの確保に資するものである。負担についてはほぼ発生していないため、本手続は継続することが妥当である。